

## 固定資産評価審議会の関係法令

### 地方税法（抜粋）

#### （固定資産税に係る総務大臣の任務）

**第388条** 総務大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）を定め、これを告示しなければならない。この場合において、固定資産評価基準には、その細目に関する事項について道府県知事が定めなければならない旨を定めることができる。

2～3（略）

#### （道府県固定資産評価審議会）

**第401条の2** 道府県に道府県固定資産評価審議会を設置する。

- 2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。
- 3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。
  - (1) 道府県知事が定める第388条第1項の固定資産評価基準の細目に関すること。
  - (2) 第419条第1項<固定資産の価格等の修正に関する道府県知事の勧告>の勧告
- 4 道府県固定資産評価審議会の委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。
- 5 前項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

#### （固定資産の価格等の修正に関する道府県知事の勧告）

**第419条** 道府県知事は、市町村における固定資産の価格の決定が第388条第1項の固定資産評価基準によって行われていないと認める場合においては、当該市町村の長に対し、固定資産課税台帳に登録された価格を修正して登録するように勧告するものとする。

2～8（略）

## 静岡県固定資産評価審議会条例

### (趣旨)

**第1条** この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2第5項の規定に基づき、静岡県固定資産評価審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

**第1条の2** 審議会は、委員12人以内で組織する。

### (会長)

**第2条** 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

### (委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

### (庶務)

**第4条** 審議会の庶務は、経営管理部において処理する。

### (委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この条例は、平成31年8月4日から施行する。

(昭和37年10月15日公布)

## 静岡県固定資産評価審議会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規定は、静岡県固定資産評価審議会条例（昭和37年静岡県条例第41号）第5条の規定に基づき、静岡県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (議長)

第2条 会長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

2 会長に事故あるときは、静岡県固定資産評価審議会条例第2条第3項の規定により会長の職務を代理する委員が議長となる。

### (招集)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長が審議会の会議を招集するときは、招集期日前にあらかじめ議案及び日時、場所を委員に通知しなければならない。

### (定足数)

第4条 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (会議の公開)

第5条 審議会の会議は、原則公開とする。ただし、個人情報を含むことが議事となる場合については、非公開とすることができる。

### (表決)

第6条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (説明又は意見の聴取)

第7条 議長は、必要と認めるときは、審議会にはかかって関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席をもとめ、その説明又は意見を徴することができる。

### (議事録)

第8条 審議会は、議事録及び会議資料を備えて置かなければならない。

2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席及び欠席した委員の職氏名
- (3) 出席した県の職員の職氏名
- (4) 会議に付した事項
- (5) 議事の経過の要点
- (6) その他議長において必要と認めた事項

3 議事録には、議長、議長の指名した委員及び議事録の調製者が署名しなければならない。

4 議事録及び会議資料は、公開する。ただし、非公開とされた場合については、個人情報に配慮した上、公開するものとする。

### 附 則

この規程は、昭和37年12月14日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成14年2月21日から施行する。